

広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会の設置等について

1. 設置の趣旨等について

- (1) 「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に基づき、クロマグロ遊漁の管理の高度化を推進していくにあたり、クロマグロ遊漁の管理手法に関し調査審議するため、各広域漁業調整委員会（太平洋、日本海・九州西、瀬戸内海）にくろまぐろ遊漁専門部会を置くこととする（別添参照）。
- (2) 専門部会の委員は、委員会の委員及び農林水産大臣が選任する専門委員の中から、会長が指名する。
- (3) 各広域漁業調整委員会に設置されるくろまぐろ遊漁専門部会の会議は、各海域における共通の議題を取り扱うため合同で開催することができる。合同会議の議事は出席委員全員の一致により決するものとし、その結果は委員会に報告される。委員会は、合同会議の議決を尊重するものとする。

2. 専門部会における審議事項について

- (1) クロマグロ遊漁委員会指示案の検討
 - ・ 時期別採捕数量
 - ・ 報告内容の正確性の確保 等
- (2) 今後のクロマグロ遊漁管理の検討
 - ・ 届出制の導入
 - ・ キャッチアンドリリースの是非 等

3. スケジュールについて

令和 6 年 1 1 月：広域漁業調整委員会の開催（専門部会設置の議決）

太平洋広調委（1 1 月 1 8 日（月））

日本海・九州西広調委（1 1 月 2 6 日（火））

瀬戸内海広調委（1 1 月 2 9 日（金））

1 2 月中旬：くろまぐろ遊漁専門部会及びくろまぐろ遊漁専門部会合同会議の開催（課題の整理等）

令和 7 年 1 ～ 2 月：くろまぐろ遊漁専門部会合同会議の開催（2 回程度開催）

2 ～ 3 月：広域漁業調整委員会の開催（次期委員会指示等の議決）

(参考)

○漁業法第 156 条で準用する第 137 条（抄）

- 4 農林水産大臣は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。
- 5 専門委員は、学識経験がある者の中から、農林水産大臣が選任する。

○日本海・九州西広域漁業調整委員会事務規程（抄）

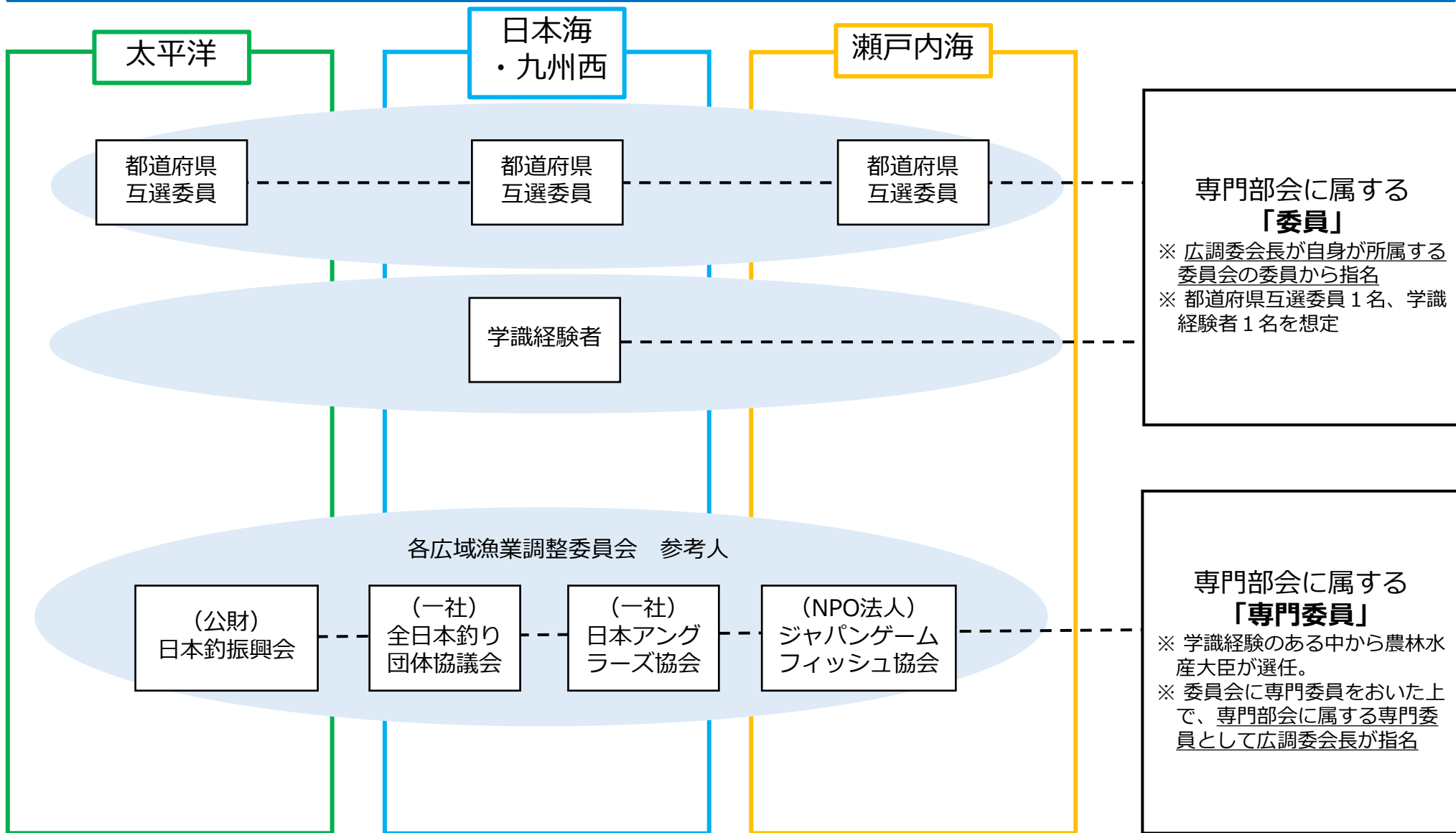
（専門部会の設置）

第 15 条 委員会は、その議決により、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、専門の事項の処理に関し、調査審議するものとする。
- 3 専門部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 4 専門部会の会議に関し必要な事項は、専門部会の会議で定める。ただし、議事については全員の一致により決するものとする。
- 5 専門部会は、調査審議の結果を、委員会に報告しなければならない。
- 6 委員会は、専門部会の議決を尊重するものとする。

広域漁業調整委員会におけるくろまぐろ遊漁専門部会の構成イメージ

- 各広調委に設置する専門部会の開催は**合同**で行うことができる。
- 各専門部会に所属する委員は**それぞれ5名**（日本海・九州西のみ6名）を想定。**合同会議における出席者は計8名を想定。**



広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会合同会議 委員及び専門委員（案）

○委員

氏名	現職	所属
高田 充朗	静岡海区漁業調整委員会委員	太平洋広域漁業調整委員会
田中 栄次	東京海洋大学名誉教授	日本海・九州西広域漁業調整委員会
中島 均	山口県日本海海区漁業調整委員会副会長	日本海・九州西広域漁業調整委員会
岡 修	大阪府漁業協同組合連合会代表理事会長	瀬戸内海広域漁業調整委員会

○専門委員

氏名	所属
柏瀬 巖	公益財団法人 日本釣振興会
菅原 美德	一般社団法人 全日本釣り団体協議会
桜井 駿	一般社団法人 日本アングラーズ協会
森 聡之	NPO法人 ジャパンゲームフィッシュ協会

専門委員は、全ての広域漁業調整委員会に所属する。

日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会 事務規程（案）

（所掌事務）

第 1 条 日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）事務規程第 15 条第 1 項に基づき設置された日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会（以下「日本海・九州西専門部会」という。）は、同規程第 15 条第 2 項に基づき、クロマグロ遊漁の管理手法に関し、調査審議するものとする。

（事務局の所在地）

第 2 条 日本海・九州西専門部会の事務局は、水産庁内に置く。

（構成）

第 3 条 日本海・九州西専門部会は、委員会会長（以下「会長」という。）が指名した委員 2 名、専門委員 4 名（以下「専門部会委員」とする。）をもって組織する。

（専門部会長及び専門部会長職務代理者）

第 4 条 日本海・九州西専門部会に専門部会長及び専門部会長職務代理者を置く。専門部会長及び専門部会長職務代理者は、専門部会委員が互選する。

2 専門部会長は会務を総理し、専門部会を代表する。

3 日本海・九州西専門部会について、専門部会長が欠けたときは、専門部会長職務代理者がその職務を代行する。

（会議）

第 5 条 日本海・九州西専門部会の会議は、専門部会長が招集する。

2 日本海・九州西専門部会の会議を招集しようとするときは、専門部会長は、あらかじめ議事事項並びに会議の日時及び場所を、専門部会委員に通知しなければならない。

3 なお、前 2 項について、専門部会長及び専門部会長職務代理者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は専門部会長及び専門部会長代理者とともに事故があるときは会長が行う。

4 専門部会委員は、情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第 6 条 日本海・九州西専門部会は、定員の過半数にあたる専門部会委員が出席

しなければ、会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席する専門部会委員全員の一致により決するものとする。
- 3 日本海・九州西専門部会の開催は公開とする。

(他の広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会との連携)

第7条 日本海・九州西専門部会は、太平洋広域漁業調整委員会に設置された同委員会くろまぐろ遊漁専門部会及び瀬戸内海広域漁業調整委員会に設置された同委員会くろまぐろ遊漁専門部会と合同で会議（以下「合同会議」という。）を開催することができる。

- 2 合同会議を開催するにあたっては、出席する専門部会委員全員の一致により決するものとする。
- 3 合同会議に関し必要な事項は、合同会議で定める。
- 4 専門部会長は、合同会議の調査審議の結果を委員会に報告する。

第8条 専門部会長は、日本海・九州西専門部会の会議の議事録を作成するものとする。

- 2 議事録は、専門部会長の指名する専門部会委員2名以上がこれに署名するものとする。
- 3 議事録は、一般の縦覧に供する。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、日本海・九州西専門部会の議決によって行う。

(庶務)

第10条 日本海・九州西専門部会の庶務は、水産庁において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は、専門部会長が別途定める。

(附則)

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会、
日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会及び
瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会
合同会議事務規程（案）

（審議内容）

第1条 太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会、日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会及び瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会合同会議（以下「合同会議」という。）は、クロマグロ遊漁の管理手法に関する共通の事項について、調査審議する。

（事務局の所在地）

第2条 合同会議の事務局は、水産庁内に置く。

（構成）

第3条 合同会議は、太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会委員、日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会委員及び瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会委員（以下「合同会議委員」という。）をもって組織する。

（議長及び副議長）

第4条 合同会議には議長及び副議長を置く。議長及び副議長は合同会議委員が互選する。

2 議長は会務を総理し、合同会議を代表する。

3 合同会議について、議長が欠けたときは、副議長がその職務を代行する。

（会議）

第5条 合同会議は、議長が招集する。

2 合同会議を招集しようとするときは、議長は、あらかじめ議事事項並びに合同会議の日時及び場所を、合同会議委員に通知しなければならない。

3 なお、前2項について、議長及び副議長がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は議長及び副議長にともに事故があるときは各専門部会長が連名で行う。

4 合同会議委員は、情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第6条 各広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会の定員の過半数にあたる専門部会委員が出席しなければ、合同会議は開くことができない。

- 2 議事は、出席する合同会議委員の全員の一致により決するものとする。
- 3 合同会議の開催は公開とする。

第7条 議長は、合同会議の議事録を作成するものとする。

- 2 議事録は、議長の指名する合同会議委員2名以上がこれに署名するものとする。
- 3 議事録は、一般の縦覧に供する。

(規程の改正)

第8条 この規程の改正は、合同会議の議決によって行う。

(庶務)

第9条 合同会議の庶務は、水産庁において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は、議長がその都度定める。

(附則)

この規程は、令和 年 月 日から施行する。